

平成23年7月22日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ 御中

法務大臣政務官

黒岩 宇洋

貴法人からの要望のありました「福島原発周辺住民に対する不当な差別に関するステートメント」及び「震災で親をなくした子どもたちの保護と将来の決定をめぐって」につきましては、確かに受領いたしました。

なお、本件要望に対する回答は別紙のとおりです。

## 別紙

## 1 「福島原発周辺住民に対する不当な差別に関するステートメント」について

福島第一原発事故の影響で、福島県の方が、ホテルで宿泊を拒否されたり、ガソリンの給油を拒否されるといった事案や、福島県の小学生が避難先の小学校で「放射能がうつる」といった中傷を受けるなどの事案が報道されていたところ、こうした「人への風評被害」を防止すべく、本年4月21日、法務省ホームページに「放射線被ばくについての風評被害に関する緊急メッセージ」を掲載しました。

これは、根拠のない思い込みや偏見で差別的な行為をすることは、人権侵害につながりかねないので、国民の人権擁護を所管する法務省として、国民に呼びかけるために発信したものであります。

また、全国の法務局・地方法務局において、チラシの配布、公共機関やコンビニエンスストア等でのポスター掲示など各地域の実情に応じた方法による啓発活動を実施しており、今後も人権相談の内容や新聞報道等の情報を踏まえ、効果的な人権啓発活動を実施していくこととしています。

なお、「放射線被ばくが福島原発周辺住民から受入れ先へうつることはない旨明記しておらず」との指摘については、科学的根拠に基づく判断を、当該メッセージから専門機関である独立行政法人放射線医学総合研究所のホームページにリンクさせているところであります。

## 2 「震災で親をなくした子どもたちの保護と将来の決定をめぐって」について

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局及びその

支局において、法務局職員や人権擁護委員が、面談・電話により、子どもからの人権相談に応じているほか、専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル)やインターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)の開設、全国の小中学生を対象にした「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)の配布など、子どもが相談しやすい体制の構築に努めています。

また、法務省は、家事審判法等の裁判手続を所管しているところ、当該手続においては、必要に応じて、裁判所によって子どもの意見が適切に聴取されているものと承知しています(家事審判規則第54条等参照)。

なお、今般成立した家事事件手続法においては、さらに、次のとおり、子の利益に配慮した手続が設けられることとなりました。

- (1) 多くの家事事件においては、未成年者である子も意思能力があれば、自ら手続行為をすることができることとして、その意思を反映しやすくしている。(新家事事事件手続法第151条第1項第2号等)。
- (2) 子が家事事件の結果について利害関係を有する場合において、意思能力があれば手続行為をすることができるときは、自ら利害関係人として参加することができるほか、家庭裁判所は相当と認めるときは職権で利害関係人として参加させることができる(新家事事事件手続法第42条、第258条第1項)。
- (3) 家事事件において、未成年者である子が自ら手続行為をする場合には、手続追行能力が十分ではないため、これを補うため、職権で、弁護士を代理人に選任することができるようにしている(新家事事事件手続法第23条)。

(4) 家庭裁判所は、未成年者である子とその結果により影響を受ける家事事件においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の方法により、子の意思を把握するように努め、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないとして、子の意思を尊重する旨を明文で規定している。(新家事事件手続法第65条、第258条第1項)。

(5) 家事事件手続法において、家事審判をする場合において子の陳述を聴取しなければならない場合を具体的に規定するとともに、その範囲を現在よりも拡張することとし、家事審判に子の意思をより反映させることができるようにした。

さらに、日本司法支援センター(法テラス)では、情報提供業務(総合法律支援法第30条第1項第1号)として、法テラス・サポートダイヤル(コールセンター)、法テラス地方事務所等において、利用者からの問い合わせ内容に応じて、所有権、損害賠償、相続等を始めとする法制度に関する情報や行政機関、各種支援金・補償金等の請求窓口を始めとする相談機関・団体等に関する情報等を無料で提供しているほか、ウェブサイト等においても、上記同様、法制度、相談機関・団体等に関する情報等を提供しています。

例えば、法テラス・サポートダイヤルは、全国どこからでも安価な通話料のみで利用が可能であり、利用対象者に制限はなく、被災者の心情に配慮したオペレータが丁寧に対応に当たるため、子どもであっても、安心・簡単に、各種支援策に関する情報等を入手することができるものになっています。

このように、法テラスでは、子どもたちが法的支援にアクセスする権利を保障することに資する業務を行っています。